

## ■令和3年度第7回（第315回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和4年1月20日（木）午後5時25分～午後6時15分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、教育長、都市戦略本部長、  
総務局長、保健福祉局長、子ども未来局長、副教育長、総合政策監

【議 題】 ケアラー支援条例（仮称）の制定とヤングケアラーの支援の強化について

### < 提 案 説 明 >

「ケアラー支援条例（仮称）の制定とヤングケアラーの支援の強化について」について、保健福祉局長から次のような説明があった。

（審議事項1「ケアラー支援条例（仮称）について」）

- 令和2年5月、本市において介護疲れに端を発した痛ましい事件が起きたことは記憶に新しいところ。近年、全国的にもケアラーへの負担が問題となっており、いわゆるヤングケアラーについては特に大きな社会問題となっている。
- このような状況の中、埼玉県で全国初となるケアラー支援条例が制定されたほか、国においては、「ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム」が設置され、厚労省及び文科省が連携し、省庁の枠を超えた検討が開始されたところである。
- 本市においては、令和3年6月に教育委員会が市立の中学校、高等学校、中等教育学校を対象に、ヤングケアラー実態調査を実施したところ。
- これらの全国的な動向等を踏まえ、部局横断的な検討を進めるために、7月にプロジェクトチームを設置し、ケアラー支援条例の制定やケアラー支援の強化に向けた検討を開始した。
- 条例案の概要において、「定義」のうち、ヤングケアラーの定義については、検討の過程で、「年齢区分を見直すべき」や「具体的な表現を加えるべき」などの意見があったが、各支援策の実施に際して対象範囲を広く捉えるなどの柔軟な対応も必要と認識しながらも、規定上は埼玉県や他自治体と同様に18歳未満としたところ。
- 「責務・役割」においては、市の責務として、「施策の総合的かつ計画的な実施」、「市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等との連携、協力」、「支援を必要としているケアラーの早期発見」の3つを規定している。
- 条例案の主な特色については、1点目は、市の責務として、ケアラー支援において重要な視点である「ケアラーの早期発見に取り組むこと」を明記した上で、問題が複雑化、深刻化する前に悩んでいるケアラーを早期に発見し、適切な支援策につなげていくことを市の責務として明記する。

- 2点目は、様々な状況に置かれたケアラーと直接接する立場にある基礎自治体として、基本的な施策を規定することで、各所管課が取り組むべき施策の方向性を示し、施策を具体的に規定することで、基礎自治体としての本市の独自性、埼玉県条例との違いを出せると考えている。
- 早期発見の重要性は、ケアラー全般について言えることであると考えているが、大人のケアラーについては、すでに何らかの公的支援とつながっているケースも多いと想定されるため、行政側が発見するというよりは、活用可能な支援をしっかりと提示し、様々な支援策があるということを伝えていくことが重要である。
- 一方で、ヤングケアラーについては、家庭内の問題として顕在化しづらく、公的支援ともつながりが無い、また、自分自身がケアラーであるという認識がなく、自ら声を挙げられないというケースが多いことが想定されるため、周りにいる大人が積極的に見つけてあげるといった視点が重要になる。
- そのためのツールとして、「子どもの権利が侵害されていないか」という点に焦点を置いた「アセスメントシート」を作成し、様々な関係機関等で活用できるよう検討を進めていく。
- 次に、基本的な施策の規定については、市が講じる施策として、「(1) 相談支援体制の整備に関すること」「(2) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施又は情報の提供に関すること」「(3) ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関すること」「(4) ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること」「(5) ケアラー同士の交流の場の提供その他ケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること」「(6) 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること」「(7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関すること」、以上7項目を規定することとした。
- 最後に、条例制定に向けたおおまかな今後のスケジュールについては、令和3年12月に附属機関である社会福祉審議会の地域福祉専門分科会において意見聴取をしたところだが、この後2月には2月議会常任委員会への報告、3月にパブリック・コメントを実施するとともに、再度、地域福祉専門分科会での意見聴取を行い、その後、6月議会での条例議案提出を目指している。

(審議事項2「相談支援体制の整備について」)

- ケアラーに関する問題は、表面化しにくい構造となっており、また、当事者にケアラーとしての認識がない場合も多いと言われている。
- そのため、問題が顕在化したときには、複雑化・深刻化してしまっていることが懸念される。そのようになる前にケアラーを適切な支援策につなげるため、支援を必要とするケアラーを早期発見し、「窓口の明確化」と「相談員の意識の変化」によって関係機関が連携して対応していくことが求められている。
- 必要なポイントの1つ目として、「窓口の明確化」については、まず、大人のケアラーにとっては、高齢者、障害者等のケアする相手方に応じて、すでに何らかの関係機関

とのつながりがあることが想定されるので、ケアする相手方に最も関わりが深い窓口  
に一次的に相談していただくことになる。

- また、相談先が分からない場合には、現在一部の区におけるモデル事業だが、来年度より全区に設置を予定している「福祉丸ごと相談センター」を活用いただくのも今後有効な手段になり得ると考えている。
- 一方、ヤングケアラーにとっては、窓口に来所するというのは心理的ハードルが高いことが想定されるので、電話相談やLINE相談の活用が有効であり、学校や市ホームページ等で積極的に周知を図ることで、一人で抱え込まずに周りの大人に相談して良いという認識に導いていくことが重要となってくる。
- さらに、子どもが多く集まる場所である放課後児童クラブや子ども食堂、学習支援教室などで日々子どもに接している大人たちを始め、地域の多くの目で早期発見につなげていけるよう、大人たちへの意識啓発を図っていくことも重要となる。
- このような中で、ヤングケアラーを発見・把握した場合には、主に各区役所支援課に情報提供してもらう流れが中心になってくるが、現在一部の区でモデル事業として実施しており、来年度全区に設置を予定している「子ども家庭総合支援拠点」も今後有効な窓口になり得ると考えている。
- いずれの場合についても、一次的な窓口として相談を受けるということになるので、そこだけで解決できないケースがほとんどになるかと思われる。一次的な相談をきっかけに、関係機関と連携しながら支援を進めていくことが必要となってくる。
- 次に、必要なポイントの2つ目として、「相談員の意識の変化」については、先ほどのスライドで一次的な窓口をある程度明確化して整理したが、ケアラーはあらゆる分野に存在し、置かれている状況も多種多様であることを踏まえると、その他の相談窓口についても、ケアラー支援に関わる一次的な窓口であるという意識を持って日々の相談にあたるのが欠かせないと考えている。
- 具体的には、目の前の人「ケアラーかもしれない」、「その家族の人も支援を必要としているかもしれない」と世帯単位で相談を受け止める視点を持つこと、適切な支援策につなげるように、普段から関係機関同士で、ケアラー支援策に関する情報共有を積極的に行うこと、「連携」はただつなげて終わりではなく、必要に応じてその後の進捗状況を相互に確認するなど、継続的なつながりを意識して行うことなどを全ての相談員が共通認識として持つことが重要となると考えている。
- 先ほどの「窓口の明確化」は、どちらかという短期的な視点で取り組む部分であるのに対し、「意識の変化」については、長期的な視点で取り組まなければならない部分もあると考えている。この2つを並行して進めていくことで、相談の入口がどこであっても適切な支援につながる体制の実現に近づくと考えている。
- 16ページのスライドは、相談支援体制の整備に向けて、特にヤングケアラーの第一の発見の場となる可能性が高い学校を含む教育委員会と市長部局の連携イメージを具体的に表したものである。
- 学校内でヤングケアラーの可能性のある生徒を把握した場合、学習面のサポートや心のケア等を実施していくとともに、福祉的支援が必要な場合は、図のような形で市長部局等の関係機関と連携していく。

- 市長部局等との連携のハブ役となることが期待されるスクールソーシャルワーカーが連携先に困らないように、市長部局側の窓口をある程度明確化し、学校を含む教育委員会と市長部局がともに支援を進めていく体制づくりを進めていく。

(審議事項3「支援策の方向性について」)

- 18ページのスライドは、本市における実態把握の状況をまとめたもの。
- ヤングケアラーに関しては、市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に調査を実施し、有効回答数のうち約4%が「世話をする家族がいる」との回答であった。「世話を必要としている家族」に関しては、「きょうだい」「母」が多くなっている。
- 主なニーズとしては、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「受験勉強などの学習サポート」といった学校内で支援できる内容が挙がっている一方で、「自由に使える時間がほしい」「世話の一部（もしくはすべて）を代わってほしい」といった学校内だけでは収まらないニーズもあった。
- また、高齢分野と障害分野に関しても、地域包括支援センターや障害者生活支援センター等の専門機関を通じてアンケート調査を行い、それぞれニーズを把握した。主なものということで記載しているが、高齢分野では、「ケアラーに役立つ情報の提供」「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」、障害分野では、「レスパイトケア、緊急時等の一時的な預かりサービスの充実」「グループホームの整備・充実」といったものがあつた。
- これらのニーズに対しては、次のスライドで説明させていただき既存の支援策でおおむね対応できていると考えているが、特に、ヤングケアラーの「自由に使える時間がほしい」「自分が行っている世話を代わってほしい」といった部分については、既存の支援策で足りているのか、新たな支援策は必要ないか、といった視点から検討していく必要があると考えている。
- 最後のスライドについては、「支援策の現状と今後の方向性」を整理したもので、せっかく支援策があつても、相談員のケアラー支援につながっているという認識が低いという現状を示したものである。それに対しては、「ケアラー支援につながっている」という視点を持ってすべての支援を実施するとともに、制度等の積極的な周知を図るとともに、ケアラーにとってより利用しやすい支援策となるよう、新規の取組も含めて継続的に検討していけるよう、意識の醸成を図ってまいりたいと考えている。
- 審議事項の説明は以上となる。御審議の程よろしく願ひしたい。

< 意見等 >

- ヤングケアラーの問題はもとより、老老介護や子育てと親の介護というダブルケアの問題、ひきこもりや8050問題など様々な状況に対する認識を条例に盛り込んでもらいたい。条例がどのようなものになるかということもあるが、前文を付することなどを検討してほしい。
- ケアをされる側の支援に加え、支えているケアラーへの支援の視点を持っていくことがポイントとなるので、今後具体的な支援策をどうしていくのかしっかりと検討する必要がある。また、ファーストタッチの窓口についてはできる限り分かりやすくして

いく必要がある。

- 教育委員会以外の実態調査が不足している。ケアラーの実態やニーズを更に十分把握した上で、既存の支援で不足する部分など今後の支援の在り方を検討することが非常に重要である。
- 条例を制定する際には、新たな支援策や既存の支援策の使い勝手を向上させるなどの具体的な支援策もいくつか実施できるようにしてもらいたい。
- 相談窓口については、あまりたくさんあるというのも現実的ではないので、はっきりとこちらだという案内ができるようにしたほうがよい。
- ニーズを把握しながら必要なサービスをしっかり考えてもらいたい。特に、社会的に孤立しやすいといわれる男性ケアラーや就労上の課題も抱えやすいダブルケアに関する支援策については、その特性を十分認識し、孤立しないための仕組みや就労に関するサポートなどの対応をしてもらいたい。
- ひきこもりの方を世話する親等は条例の定義上、ケアラーに含まれるのか。  
→ 含まれると考えている。

## < 結 果 >

「ケアラー支援条例(仮称)の制定とヤングケアラーの支援の強化について」については、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 条例の検討に当たっては、ヤングケアラーの問題はもとより、老老介護、子育てと親等の介護のダブルケア、ひきこもり及び8050問題など様々な社会状況を踏まえた条例となるよう、前文を付すことなどを検討すること。  
また、ひきこもりの世話をする家族がケアラーの定義に含まれるようにすること。
- ・ ヤングケアラーも含めたケアラーの実態やニーズを引き続き十分把握した上で、各局が連携してケアラー支援の今後の在り方を検討し、条例を制定する際には新たな支援策が実施できるようにすること。  
具体的な支援策の検討に当たっては、ヤングケアラーに対する支援のほか、特に男性ケアラーやダブルケアに関する支援として、その特性を十分認識した孤立しないための仕組みや就労継続に関するサポートなどの対応を検討すること。
- ・ 相談窓口がたくさんあるのは分かりづらいため、ケアラーから見て分かりやすくなるよう、相談窓口の更なる明確化と周知に努めること。

## < 会 議 資 料 >

ケアラー支援条例(仮称)の制定とヤングケアラーの支援の強化について